

「徳島県外来医療計画」（案）について

1 計画の概要

- 医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、策定する計画
- 国が示した外来医師偏在指標に基づき、外来医師多数区域が設定されたことを踏まえ、外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、地域ごとの外来医療機能の偏在を客観的に把握する。
- 二次医療圏ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて、外来医療提供体制を協議・公表する仕組みを創設する。
- 充実が必要な外来機能や不足している外来機能に関する外来医療機関間での機能分化・連携の方針等（①地域における初期救急医療提供体制の構築、②在宅医療の推進、③医療設備・機器等の共同利用等）について協議を行い、地域ごとに方針決定を行う。

2 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間

3 主な記載事項

(1) 外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の確認

	外来医師偏在指標	区域区分
東部	145.2	外来医師多数区域
南部	103.2	
西部	125.9	外来医師多数区域

(2) 不足している外来医療機能についての検討

- ・ いずれの圏域においても、今後、医師の高齢化等による担い手不足が進むと予想されることから、全圏域において、初期救急医療、在宅医療、公衆衛生（学校医、産業医等）を不足している外来医療機能に位置づける。

(3) 外来医師多数区域における新規開業者に求める不足する外来医療機能

- ・ 東部及び西部圏域において、診療所を新規開業する者に対し、不足している外来医療機能を担うことを求める。

(4) 医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療及びマンモグラフィ）の共同利用

4 11月議会報告（素案）からの主な変更点

外来医師偏在指標の確定版が通知されたことから、数値を修正

5 スケジュール

令和 2 年 2 月 医療審議会答申
2 月 最終案議会報告
3 月 策定